

東京大学医科学研究所教職員給与規則

平成16年4月1日制定

東大医科研規則第4号

沿革

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 教職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給 与 の 種 類	給 与 の 計 算 期 間	給 与 支 給 日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 役職手当 初任給調整手当 扶養手当 教育研究連携手当 住居手当 単身赴任手当 研究代表者等特別手当 看護職員等職務手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）

航空手当 死体処理手当 放射線取扱手当 異常圧力内作業手当 山上等作業手当 夜間看護等手当 極地・超高地観測手当 爆発物取扱等作業手当 超過勤務手当 休日出勤手当 夜勤手当 宿・日直手当 緊急手術等手当 オンコール手当 夜間診療等手当 入試手当 学位論文審査手当	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		夏季及び冬季の別に定める日
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日、17日が土曜日に当たるときは16日、17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは18日）

2 前項の規定にかかわらず、年俸制給与を適用する場合の給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

（給与の支払）

第3条 教職員の給与は、通貨で直接教職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、教職員の預貯金口座に所要金額を振込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

第4条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じ

た者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 教職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 教職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成16年医科研規則第2号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、役職手当、初任給調整手当、教育研究連携手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の支給について準用する。

（給与の即時払）

第5条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

（非常時払）

第6条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

(1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。

(2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。

(3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき。

(4) その他特に必要と認めるとき。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第7条 教職員の給与を減額する場合の勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 第36条から第38条までに規定する手当を支給する場合における勤務1時間当たりの給与額は、俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、役職手当、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第36条から第38条までに規定する手当を支給する場合における勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、極地・超高地観測手当又は爆発物取扱等作業手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を前項の規定による額に加算した額とする。

（端数計算）

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 俸給

(俸給)

第10条 俸給は、俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

2 俸給表に定める最高の号俸を超えて決定する場合の号俸並びに俸給月額については、別に定める。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般職俸給表

イ 一般職俸給表(一)

ロ 一般職俸給表(二)

(2) 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

(3) 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

ロ 医療職俸給表(二)

(4) 指定職俸給表

2 前項に掲げる俸給表は別に定める。

(新たに採用する者の俸給決定)

第12条 新たに採用する者の俸給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第12条の規定により、下位の級に降格させることができる。

(俸給表の適用を異にする異動の場合の俸給の決定)

第15条 教職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。

(昇給)

第16条 教職員の昇給は、昇給の時期前1年間における勤務成績に応じて、行うことができる。

(降号)

第16条の2 教職員の降号は、勤務成績に応じて、行うことができる。

(昇給の時期)

第17条 第16条の規定による昇給の時期は、原則として1月1日とする。

第3章 給与の特例等

(休職者等の給与)

第18条 就業規則第14条第1項第1号の規定による休職(以下この条において「病気休職」という。)のうち、教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合によるものであるときは、その休職の期間中、給与の全額(労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額)を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、俸給の調整額、扶養手当、教育研究連携手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当(以下この条において「俸給等」という。)のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 教職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一疾病によるものが断続的に行われた期間(一の休職から復職した後6月以内に再び休職となる期間に限る。)を合算した期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80以内を支給することができる。

4 教職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。

5 教職員が就業規則第14条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内(業務上の災害若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内)を支給することができる。

6 教職員が東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程(平成16年医科研規則第14号)第2条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の100分の70以内を、同規程第3条の規定による研修出向を命じられたときは、その出向の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。

7 休職にされた教職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

8 教職員が東京大学医科学研究所教職員休業規則(平成26年3月27日制定。以下「休業規則」という。)の規定による休業をしたときは、その休業の期間中、給与を支給しない。

9 前項の規定にかかわらず、休業規則第13条による部分介護休業をしたときの給与の取扱いについては、次条第1項によるものとする。

10 役員会が別に定める人事制度に基づき、職務に専念する割合を定めた教職員に対する第10条の規定の適用は、同条の俸給に当該職務に専念する割合を乗じて得た額とする。

(給与の減額)

第19条 教職員が勤務しない場合は、第7条1項に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。ただし、その給与の計算期間のすべてを勤務しない場合には、その期間の俸給、俸給の調整額、これらに対する教育研究連携手当の月額、初任給調整手当、研究代表者等特別手当及び看護職員等職務手当の月額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、就業規則第47条の規定により勤務しない期間、勤務時間等規則第12条の規定により勤務しない時間、同規則第17条に規定する年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇は、減額の対象としない。

ただし、同規則第22条第5項から第7項までの規定により90日を超えて特定病気休暇を承認された日、若しくは試用期間中の教職員が90日を超えて病気休暇を承認された日、又は就業規則第47条の規定する就業禁止の措置により、当該措置の開始の日から起算して90日を超えて勤務しない日につき、俸給及び俸給の調整額の半額を減ずる。(1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。)

第4章 諸手当

(俸給の調整額)

第20条 俸給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行う。

2 前項の規定により俸給の調整を行う職その他必要な事項は、別途指定する。

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める教職員に支給する。

2 管理職手当には、勤務が深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。

(役職手当)

第21条の2 役職手当は、別に定める大学運営等に係る重要度の高い業務を処理するために置かれる職を占める教職員に支給する。

(初任給調整手当)

第22条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認めた職に新たに採用された教職員(教育職俸給表(一)の適用を受ける教職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、採用の日から35年以内の期間初任給調整手当を支給する。

2 在職する教職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった教職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

(扶養手当)

第23条 扶養手当は、扶養親族のある教職員で別途指定する者に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、別途指定する者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

(教育研究連携手当)

第24条 教育研究連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域及びこれらの当該地域に所在する勤務箇所と教育研究上一体性を有する地域に所在する勤務箇所で、別途指定する地域に在勤する教職員に支給する。

(住居手当)

第25条 住居手当は、別途指定する教職員に支給するものとする。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認めたものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする教職員、その他これらの者との均衡上必要があると認めた教職員については、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより支給する。

(単身赴任手当)

第27条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他これら教職員との均衡上必要があると認めた教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(航空手当)

第28条 航空手当は、教職員が航空機に搭乗し、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

(死体処理手当)

第29条 死体処理手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

(放射線取扱手当)

第30条 放射線取扱手当は、診療放射線技師又は診療エックス線技師若しくはこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に支給する。

(異常圧力内作業手当)

第31条 異常圧力内作業手当は、別途指定する作業に従事した場合に支給する。

(山上等作業手当)

第31条の2 山上等作業手当は、山上等における別途指定する作業に従事した場合に支給するものとする。

(夜間看護等手当)

第32条 夜間看護等手当は、別途指定する業務に従事した場合に支給する。

(極地・超高地観測手当)

第33条 極地・超高地観測手当は、教職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、当該業務が国と共同して行われる場合であって、国から教職員に対して極地・超高地観測手当に相当する金額が支給されるときは、この限りでない。

(1) 南緯55度以南の区域における南極地域観測に関する業務

(2) 大学院理学系研究科附属天文学教育研究センターに附置されるアタカマ観測所における観測に関する業務

(爆発物取扱等作業手当)

第34条 爆発物取扱等作業手当は、教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が直接に高压ガスを製造し、充てんする作業に従事した場合に支給する。

第35条 削除

(超過勤務手当)

第36条 勤務時間等規則第6条の規定により所定の勤務日(次条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる日を除く。)に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた教職員には、所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間(以下「時間外勤務時間」という。)に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び勤務時間等規則第9条に規定する日(以下「休日」という。)に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

2 前項の規定は第21条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

(休日出勤手当)

第37条 勤務時間等規則第6条の規定により休日(同規則第10条の規定により代休となった日を含む。)に業務上の必要により勤務することを命じられた教職員には、勤務した全時間(同規則第10条の規定により、当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は

除く。) に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 135 (その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 160) を休日出勤手当として支給する。ただし、一の月の初日から末日までの間に休日に勤務した全時間及び時間外勤務時間を累計して 60 時間に達した時点より後に行われた休日に勤務した全時間に対しては、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150 (その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175) の割合を乗じて得た額を休日出勤手当として支給する。

2 勤務時間等規則第 13 条及び第 14 条の規定を適用される教職員の所定の勤務時間が、同規則第 9 条第 3 号から第 5 号に当たる日に割り振られ、かつ勤務した場合には、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日出勤手当を支給する。ただし、当該休日に相当する休日の日数を他の日に割り振っている場合は除く。

3 前 2 項の規定は第 21 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

(夜勤手当)

第 38 条 勤務時間等規則第 13 条及び第 14 条の規定を適用される教職員のうち、同規則第 6 条の規定により所定の勤務時間が深夜に割り振られた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する (前条の規定により休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く)。ただし、第 21 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員には支給しない。

(宿・日直手当)

第 39 条 宿・日直手当は、教職員が勤務時間等規則第 11 条の規定により別途指定する当直勤務を命じられた場合に支給する。

2 前項の勤務は、前 3 条の勤務には含まれないものとする。

(緊急手術等手当)

第 39 条の 2 緊急手術等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 教授、准教授、講師又は助教が、休日又は休日以外の日の午後 5 時から午前 9 時までの間において開始した緊急に行う手術その他の診療業務 (以下「緊急手術等」という。) に従事した場合

(2) 医療職俸給表 (一) の適用を受ける教職員が、休日又は休日以外の日の午後 5 時から午前 9 時までの間において、緊急手術等に伴い別に定める業務に従事した場合

第 39 条の 3 削除

(オンコール手当)

第 39 条の 4 オンコール手当は、教職員が緊急の診療業務に対応するため、自宅等に待機を命じられた場合支給する。ただし、第 21 条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員には支給しない。

2 前項に規定する待機に対して、超過勤務手当及び休日出勤手当は支給しない。

(看護職員等職務手当)

第 39 条の 5 (削除)

(看護職員等職務手当)

第 39 条の 6 看護職員等職務手当は、第 11 条第 1 項第 1 号 (医療ソーシャルワーカーの業務従事者として病院長が指定した者及び看護助手に限る。) 及び第 3 号に規定する俸給表の

適用を受ける教職員に対し、業務負荷及び人材確保が困難な状況等に応じ支給する。

(夜間診療等手当)

第39条の7 夜間診療等手当は、当分の間、裁量労働制が適用される教職員が別途指定する従事時間に診療業務等を行った場合に支給する。

(期末手当)

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある教職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

(勤勉手当)

第41条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員についても同様とする。

2 前条第2項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

(期末特別手当)

第42条 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第22条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていた者についても同様とする。

2 第40条第2項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。

(入試手当)

第43条 入試手当は、大学法人が行う入学者選抜試験に係る業務の特殊性を考慮し、別途定める業務に従事した場合に支給する。

2 前項の入試手当は、次のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1) 前項に掲げる業務が、所定の勤務時間以外の時間に命じられた場合に超過勤務手当の支給対象となる場合

(2) 前項に掲げる業務に対し、休日出勤手当が支給される場合

(学位論文審査手当)

第44条 学位論文審査手当は、東京大学学位規則第7条に規定する審査委員会における論文の審査等の業務（同規則第4条第1項に係る論文の審査等に限る。）に従事した場合に支給する。

(研究代表者等特別手当)

第44条の2 研究代表者等特別手当は、別に定める東京大学研究代表者等人件費制度の適用を希望し、総長の承認を受けた教職員に支給する。

(指定職俸給表適用教職員についての適用除外)

第45条 第20条、第23条、第25条、第28条から第34条、第36条から第38条、第40条及び第41条の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

(諸手当の支給額等)

第46条 第20条、第22条から第34条まで及び第39条から第44条の2までの規定により支給する手当の額その他必要な事項は、別途定めるものとする。

第5章 規則の実施

(実施に関し必要な事項)

第47条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
(採用時の俸給決定基準を異にする異動の場合の俸給の決定)
- 2 当分の間、教職員を俸給表の適用を異にすることなく採用時の俸給決定基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給を決定する。
(定年年齢の引き上げに伴う経過措置)
- 3 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該教職員の属する職務の級並びに当該教職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
 - (1) 一般職俸給表(一)
 - (2) 一般職俸給表(二)
 - (3) 教育職俸給表(二)
 - (4) 医療職俸給表(一)
 - (5) 医療職俸給表(二)
- 4 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。
 - (1) 就業規則附則第3項、第5項又は第6項の規定により期間を定めて雇用される代替教職員
 - (2) 就業規則第13条の4に規定する管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例」という。)により引き続き同一の管理監督職を占める教職員
- 5 就業規則第13条の3に規定する他の職への配置換(以下「管理監督職勤務上限年齢による配置換」という。)をされた教職員であって、当該他の職への配置換をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該教職員の受ける俸給月額(以下「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる教職員には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該教職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として

支給する。

- 6 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第3項の規定による当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「当該教職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額（以下「上限額」という。）と当該教職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額」とする。
- 7 管理監督職勤務上限年齢による配置換の特例により引き続き同一の管理監督職を占める教職員が管理監督職勤務上限年齢による配置換をされた場合は、異動日に附則第3項の規定により当該教職員が受ける俸給月額（以下「異動日俸給月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「第7項基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる教職員には、当分の間、異動日以後、第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 8 前項の規定により俸給として支給される差額に相当する額と附則第3項の規定による当該俸給を支給される教職員の受ける俸給月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7項基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額」とあるのは、「上限額と当該教職員の受ける附則第3項の規定による俸給月額との差額」とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条中の通勤手当に係る改正については、別に定める日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
（平成18年4月1日における俸給の切替）
- 2 施行日の前日から在職する教職員の俸給の切替については、別に定める。ただし、施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成26年3月31日までの間、同日において受けていた俸給月額を俸給として支給する。
（東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則の廃止）
- 3 東京大学医科学研究所教職員給与規則の特例を定める規則（平成17年医科研規則第28号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(55歳に達した教職員に対する俸給月額)

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸が職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定教職員」という。）に対する俸給の額は、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、当該特定教職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、その額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあっては、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額とする。

俸給表	職務の級
一般職俸給表 (一)	6級
教育職俸給表 (一)	5級
医療職俸給表 (一)	6級
医療職俸給表 (二)	6級

(55歳に達した教職員に対する管理職手当)

3 平成30年3月31日までの間、特定教職員に対する管理職手当は、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における

最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日)以後、その月額に100分の98.5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え)

- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「施行日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において第16条の規定により昇給した教職員(別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年4月1日における俸給の切替)
- 2 東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則(平成18年3月30日制定)附則第2項ただし書の規定による俸給月額を受ける教職員の施行日における俸給月額は、施行日の前日に受けていた俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

附 則

この規則は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所給与規則(平成16年4月1日東大医科研規則第4号)第11条第1項第2号ロに定める年俸制教育職俸給表の適用を受ける者については、当該雇用が継続する間、従前の規定により給与を支給することができる。

- 3 この規則の施行日にこの規則の施行の前日に付された任期の末日以前である者に対する前項の規定の適用については、当該任期が満了するまでの間、同項中「支給することができる」とあるのは「支給するものとする」とする。

(平成26年4月1日における号俸の調整)

- 4 平成26年4月1日において45歳に満たない教職員(同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。)のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日(以下「調整対象昇給日」という。)において第16条の規定により昇給した教職員(別に定める教職員を除く。)その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(平成26年4月1日において38歳に満たない教職員のうち、調整対象昇給日に3回昇給した教職員にあつては3号俸(2回昇給した教職員にあつては2号俸、1回昇給した教職員にあつては1号俸)、38歳以上40歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に2回以上昇給した教職員にあつては2号俸(1回昇給した教職員にあつては1号俸)及び40歳以上45歳未満の教職員のうち、調整対象昇給日に1回以上昇給した教職員にあつては1号俸)上位の号俸(この項の規定に相当する号俸の調整を既に受けている教職員にあつては、当該号俸の調整を考慮した別に定める号俸)とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職する教職員(東京大学医科学研究所教職員出向規程(平成16年4月1日東大医科研規則第13号)第2条第2項に規定する転籍出向中の者を含む。)には、別に定める額の特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成27年2月17日とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員(施行日以降に第14条又は第16条の2の規定の適用を受けた者を除く。)で、その者の受ける俸給月額が施行日の前日において受けていた俸給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、施行日の前日において受けていた俸給月額(東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則(平成22年12月16日制定)附則第2項に規定する特定教職員に

あつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあつては、特定教職員となった日）以後、当該俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成28年4月15日とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日に在職（東京大学医科学研究所教職員出向規程（平成16年4月1日東大医科研規則第13号）第2条第2項に規定する転籍出向を命じられている場合を含む。）する別に定める教職員には、別に定めるところにより特例一時金を支給する。
- 3 前項に規定する特例一時金の支給日は、平成29年2月17日とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第43条に係る部分に限る。）の規定は、平成30年4月1日以後本学へ入学する者に対する入学者選抜試験に係る業務に従事した者に適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年3月1日から施行する。
（平成30年4月1日における号俸の調整）
- 2 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において第16条の規定により昇給した教職員（別に定める教職員を除く。）その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の東京大学医科学研究所教職員給与規則第25条の規定の適用を受け住居手当の支給を受ける教職員で、この規則の施行により受ける住居手当の額が施行日の前日において受けていた額から2,000円を超えて減額される場合は、令和3年3月31日までの間、減額される額は、2,000円とする。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行し、令和2年1月27日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行し、改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第43条に係る部分に限る。）の規定は、令和2年5月1日以降大学入学共通テストに係る業務に従事した者に適用する。

附 則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第2条第1項、第4条第5項、第7条第1項、同条第2項及び第19条第1項の規定中看護職員等職務手当に係る部分並びに第39条の5の規定は、令和4年2月1日から適用し、令和4年9月30日限り、その効力を失う。

3 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第39条の3に係る部分に限る。）の規定は、令和3年2月13日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第2条第1項、第4条第5項、第7条第1項、同条第2項及び第19条第1項の規定中看護職員等職務手当に係る部分並びに第39条の6及び第46条（第32条に係る部分に限る。）の規定は、令和4年10月1日から適用する。
- 3 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第24条に係る部分に限る。）の規定は、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(俸給の切替)

- 2 この規則の施行日の前日において第11条第1項第1号から第3号に掲げる俸給表の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。ただし、施行日において俸給表又は職務の級を異にする異動（以下「給与異動」という。）をする教職員の新号俸については、当該給与異動がないものとした場合に附則別表の適用による号俸の切替によってその者が施行日に受けることとなる号俸を施行日の前日に受けていたものとみなし、施行日に当該給与異動が行われた場合に決定される号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 この規則の施行日の前日において職務の級が一般職俸給表（一）8級以上又は教育職俸給表（一）5級以上である教職員の新号俸については、その者が施行日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものをした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当の経過措置)

4 改正後の東京大学医科学研究所教職員給与規則第46条（第23条に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、この規則の施行日から令和8年3月31日までの間、第1表とあるのは、次表とし、これを適用する。

(令和7年4月1日から令和8年3月3

1日まで)

教職員	対象者	手当額
職務の級が一般職俸給表(一)9級以上又は教育職俸給表(一)6級である教職員	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき11,500円
職務の級が一般職俸給表(一)8級、教育職俸給表(一)5級又は医療職俸給表(一)8級である教職員	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき11,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき3,500円
その他教職員	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	3,000円
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき11,500円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円

附則別表

イ 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1

5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			

55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							

105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29

38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	

88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ハ 教育職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	

51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		

101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

ニ 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	1	1	1
12	8	8	4	1	1	1
13	9	9	5	1	1	1
14	10	10	6	2	1	1
15	11	11	7	3	1	1
16	12	12	8	4	1	1
17	13	13	9	5	1	1
18	14	14	10	6	2	2
19	15	15	11	7	3	3
20	16	16	12	8	4	4
21	17	17	13	9	5	5
22	18	18	14	10	6	6
23	19	19	15	11	7	7
24	20	20	16	12	8	8
25	21	21	17	13	9	9
26	22	22	18	14	10	10
27	23	23	19	15	11	11
28	24	24	20	16	12	12
29	25	25	21	17	13	13

30	26	26	22	18	14	14
31	27	27	23	19	15	15
32	28	28	24	20	16	16
33	29	29	25	21	17	17
34	30	30	26	22	18	18
35	31	31	27	23	19	19
36	32	32	28	24	20	20
37	33	33	29	25	21	21
38	34	34	30	26	22	
39	35	35	31	27	23	
40	36	36	32	28	24	
41	37	37	33	29	25	
42	38	38	34	30	26	
43	39	39	35	31	27	
44	40	40	36	32	28	
45	41	41	37	33	29	
46	42	42	38	34	30	
47	43	43	39	35	31	
48	44	44	40	36	32	
49	45	45	41	37	33	
50	46	46	42	38	34	
51	47	47	43	39	35	
52	48	48	44	40	36	
53	49	49	45	41	37	
54	50	50	46	42		
55	51	51	47	43		
56	52	52	48	44		
57	53	53	49	45		
58	54	54	50	46		
59	55	55	51	47		
60	56	56	52	48		
61	57	57	53	49		
62	58	58	54	50		
63	59	59	55	51		
64	60	60	56	52		
65	61	61	57	53		
66	62	62	58			
67	63	63	59			
68	64	64	60			
69	65	65	61			
70	66	66	62			
71	67	67	63			
72	68	68	64			
73	69	69	65			
74	70	70	66			
75	71	71	67			
76	72	72	68			
77	73	73	69			
78	74	74	70			
79	75	75	71			

80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82				
87	83	83				
88	84	84				
89	85	85				
90	86	86				
91	87	87				
92	88	88				
93	89	89				
94	90	90				
95	91	91				
96	92	92				
97	93	93				
98	94	94				
99	95	95				
100	96	96				
101	97	97				
102	98	98				
103	99	99				
104	100	100				
105	101	101				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

ホ 医療職俸給表（二）の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1

13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	

63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			

113	109	109			
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

東京大学医科学研究所教職員給与規則（平成16年医科研規則第4号。以下「規則」という。）第11条第2項の規定による俸給表及び第46条の規定による手当の額その他必要な事項に関して、令和7年4月1日以降、次のとおりとする。

（俸給表）

第11条関係

規則第11条第2項による俸給表は、次のとおりとする。

1 第11条関係 一般職俸給表

イ 一般職俸給表（一）

（令和7年4月1日～）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			

35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					

82	254,800	296,000	344,500	385,000	<u>397,500</u>					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	<u>397,800</u>					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	<u>398,000</u>					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	<u>398,200</u>					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								

ロ 一般職俸給表（二）

（令和7年4月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400

44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600
52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	

91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	
96	248,700	267,900	302,900	324,900	
97	248,900	268,100	303,300	325,100	
98	249,200	268,400	303,700		
99	249,500	268,600	304,000		
100	249,700	268,900	304,300		
101	249,900	269,100	304,600		
102	250,200	269,300	305,000		
103	250,500	269,600	305,300		
104	250,700	269,900	305,700		
105	250,900	270,100	306,000		
106		270,300	306,400		
107		270,600	306,800		
108		270,800	307,100		
109		271,100	307,300		
110		271,400	307,600		
111		271,700	307,900		
112		271,900	308,100		
113		272,100	308,300		
114		272,400	308,600		
115		272,600	308,900		
116		272,800	309,100		
117		273,100	309,300		
118		273,400	309,600		
119		273,700	309,900		
120		273,900	310,100		
121		274,100	310,300		
122		274,300	310,600		
123		274,600	310,900		
124		274,900	311,100		
125		275,100	311,300		
126		275,300	311,600		
127		275,600	311,900		
128		275,900	312,100		
129		276,100	312,300		
130		276,300			
131		276,600			
132		276,900			
133		277,100			
134		277,300			
135		277,600			
136		277,900			
137		278,100			

2 第11条関係 教育職俸給表

イ 教育職俸給表（一）

（令和7年4月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,300	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,100	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,900	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,700	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	256,000	302,600	372,100	416,300		
22	257,500	305,000	373,300	417,400		
23	259,000	307,400	374,500	418,500		
24	260,500	309,600	375,600	419,700		
25	262,000	311,800	376,700	420,600		
26	263,700	313,800	378,100	421,700		
27	265,400	315,800	379,400	422,800		
28	267,100	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,700	337,000	394,100	435,200		
40	283,800	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		

43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,300	340,500	400,800	440,100		
46	289,300	341,000	401,800	441,000		
47	290,200	341,500	402,800	442,000		
48	291,100	341,900	403,700	442,900		
49	292,100	342,300	404,900	443,800		
50	292,600	342,700	406,300	444,700		
51	293,100	343,100	407,700	445,700		
52	293,700	343,500	409,100	446,600		
53	294,200	343,900	409,900	447,600		
54	294,700	344,300	410,900	448,600		
55	295,000	344,700	411,900	449,500		
56	295,400	345,100	413,000	450,500		
57	295,800	345,500	413,900	451,400		
58	296,300	345,900	414,700	452,300		
59	296,800	346,300	415,500	453,200		
60	297,200	346,700	416,200	454,200		
61	297,600	347,100	416,900	455,000		
62	298,000	347,500	417,800	455,400		
63	298,400	347,900	418,600	456,000		
64	298,800	348,300	419,200	456,600		
65	299,200	348,700	419,800	457,300		
66	299,600	349,100	420,300	458,000		
67	300,000	349,500	420,700	458,300		
68	300,400	349,900	421,100	458,900		
69	300,800	350,300	421,400	459,300		
70	301,200	350,800	421,800	459,700		
71	301,600	351,200	422,100	460,100		
72	302,000	351,600	422,500	460,400		
73	302,400	351,900	422,800	460,700		
74	302,800	352,400	423,200	461,000		
75	303,200	352,800	423,600	461,500		
76	303,600	353,200	424,000	461,800		
77	304,000	353,600	424,300	462,100		
78	304,400	354,100	424,600	462,400		
79	304,800	354,600	425,000	462,700		
80	305,200	355,100	425,300	463,000		
81	305,500	355,600	425,600	463,300		
82	305,900	356,300	426,000	463,800		
83	306,300	357,000	426,300	464,100		
84	306,600	357,700	426,600	464,400		
85	306,900	358,300	426,900	464,700		
86	307,300	358,900	427,200			
87	307,700	359,500	427,500			
88	308,100	360,100	427,800			
89	308,600	360,600	428,100			

90	309,000	361,000	428,400			
91	309,400	361,400	428,700			
92	309,800	361,800	429,000			
93	310,200	362,200	429,300			
94	310,700	362,600	429,600			
95	311,200	363,100	429,900			
96	311,600	363,500	430,200			
97	311,800	364,100	430,500			
98	312,200	364,600	430,800			
99	312,600	365,000	431,100			
100	313,000	365,500	431,400			
101	313,200	365,900	431,700			
102	313,600	366,400	432,000			
103	313,900	366,700	432,300			
104	314,400	367,100	432,600			
105	314,800	367,600	432,800			
106	315,100	368,000				
107	315,400	368,500				
108	315,700	369,000				
109	315,900	369,400				
110	316,200	369,900				
111	316,600	370,300				
112	317,000	370,700				
113	317,300	371,100				
114	317,700	371,500				
115	318,000	371,900				
116	318,300	372,300				
117	318,600	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,200	374,600				
123	320,400	375,100				
124	320,700	375,400				
125	321,000	375,800				
126	321,200	376,300				
127	321,500	376,800				
128	321,800	377,200				
129	322,100	377,600				
130	322,400	378,100				
131	322,800	378,600				
132	323,000	379,100				
133	323,200	379,600				
134	323,500	380,100				
135	323,800	380,600				
136	324,000	381,100				

137	324,300	381,600				
138	324,500	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,400	383,600				
142	325,800					
143	326,200					
144	326,600					
145	326,800					
146	327,200					
147	327,500					
148	327,900					
149	328,100					
150	328,500					
151	328,800					
152	329,200					
153	329,400					
154	329,800					
155	330,200					
156	330,600					
157	330,800					

3 第11条関係 医療職俸給表

イ 医療職俸給表（一）

（令和7年4月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	479,100
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	480,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	481,700
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	483,000
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	484,200
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	485,600
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	487,000
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	488,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	489,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	490,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	492,300
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	493,700
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	495,100
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	496,200
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200	497,300
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300	498,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500	499,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600	500,400
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800	501,300
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000	502,200
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100	503,200
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900	
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300	
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000	
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500	
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900	
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300	
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700	
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100	
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500	
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900	
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200	
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500	
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900	
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200	
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500	
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800	
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400		
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700		
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000		
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300		
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600		

43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900		
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200		
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400		
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700		
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000		
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300		
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500		
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800		
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100		
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400		
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600		
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000			
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700			
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300			
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700			
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200			
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800			
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400			
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800			
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300			
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800			
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300			
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900			
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400			
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000			
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600			
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100			
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600			
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100			
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600			
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900			
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400			
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800			
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200			
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600			
78	254,800	291,900	328,600	349,900				
79	255,100	292,200	329,000	350,100				
80	255,300	292,500	329,500	350,400				
81	255,500	292,800	330,000	350,900				
82	255,800	293,100	330,400	351,200				
83	256,100	293,400	330,600	351,500				
84	256,300	293,700	330,900	351,800				
85	256,500	293,900	331,300	352,200				
86		294,100	331,700	352,500				
87		294,300	332,000	352,800				
88		294,500	332,300	353,100				
89		294,900	332,600	353,500				

90		295,100	332,800	353,800				
91		295,300	333,200	354,100				
92		295,500	333,500	354,400				
93		295,900	333,700	354,700				
94		296,100	334,000	355,100				
95		296,300	334,300	355,500				
96		296,600	334,600	355,900				
97		296,900	334,800	356,400				
98		297,100	335,100	356,800				
99		297,300	335,400	357,200				
100		297,600	335,600	357,600				
101		297,900	335,800	358,100				
102		298,100	336,000					
103		298,300	336,400					
104		298,600	336,600					
105		298,900	336,800					
106			337,200					
107			337,600					
108			338,000					
109			338,200					

ロ 医療職俸給表（二）

（令和7年4月1日～）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800	435,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800	436,900
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700	438,200
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300	439,500
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100	441,100
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	442,600
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600	444,300
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300	445,900
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200	447,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900	448,700
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600	449,800

22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300	451,100
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100	452,400
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800	453,800
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400	454,800
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100	455,500
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900	456,300
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700	456,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200	457,800
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700	458,500
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200	459,300
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500	460,100
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600	460,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700	461,500
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800	462,200
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000	463,000
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300	463,800
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400	464,600
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600	465,300
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700	466,000
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900	466,800
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900	
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000	
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100	
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100	
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600	
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200	
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600	
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200	
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700	
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100	
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600	
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100	
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500	
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800	
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100	
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500	
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800		
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500		
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100		
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700		
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300		
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000		
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600		
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300		
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800		
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400		
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900		

69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300		
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900		
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400		
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700		
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000		
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500		
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900		
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200		
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500		
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000		
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500		
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900		
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200		
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600		
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100		
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500		
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900		
86	286,100	312,900	350,700	369,600			
87	286,600	313,900	351,500	370,200			
88	287,100	314,900	352,300	370,700			
89	287,600	315,800	352,900	371,000			
90	288,100	316,900	353,500	371,500			
91	288,600	317,900	354,100	371,900			
92	289,100	318,900	354,700	372,200			
93	289,600	319,700	355,100	372,800			
94	290,200	320,400	355,500	373,300			
95	290,800	321,100	356,000	373,800			
96	291,400	321,700	356,400	374,300			
97	292,000	322,200	356,900	374,900			
98	292,500	322,500	357,300	375,400			
99	293,000	323,100	357,800	375,900			
100	293,500	323,700	358,200	376,300			
101	294,000	324,100	358,500	376,900			
102	294,500	324,700	359,000	377,400			
103	295,000	325,300	359,400	377,900			
104	295,400	325,800	359,700	378,400			
105	295,800	326,200	360,100	379,000			
106	296,300	326,700	360,600	379,400			
107	296,800	327,200	361,100	379,900			
108	297,100	327,700	361,600	380,400			
109	297,300	328,100	362,100	381,000			
110	297,600	328,500	362,600				
111	297,800	328,800	363,100				
112	298,100	329,100	363,500				
113	298,400	329,400	363,900				
114	298,600	329,800	364,300				
115	298,900	330,100	364,800				

116	299,100	330,400	365,300				
117	299,400	330,600	365,700				
118	299,700	330,900	366,200				
119	300,000	331,200	366,700				
120	300,300	331,400	367,200				
121	300,600	331,600	367,500				
122	301,000	331,900					
123	301,300	332,200					
124	301,600	332,500					
125	301,800	332,700					
126	302,000	333,000					
127	302,300	333,400					
128	302,700	333,600					
129	302,900	333,800					
130	303,200	334,000					
131	303,600	334,400					
132	304,000	334,600					
133	304,200	334,900					
134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						

163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

4 第11条関係 指定職俸給表

(令和7年2月1日～)

号俸	俸給月額
	円
1	526,000
2	584,000
3	644,000
4	716,000
5	772,000
6	829,000
7	908,000
8	979,000
9	1,049,000
10	1,122,000
11	1,191,000
12	1,216,000

(俸給の調整額)

第46条(第20条)関係

- 1 規則第20条第1項の俸給の調整を行う職は、第1表の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とする。
- 2 俸給の調整額の月額は、当該教職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて第2表に掲げる調整基本額にその者に係る第1表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年3月31日から引き続き在職する教職員のうち、その者が受けることとなる調整基本額(この項において「新調整基本額」という。)が同日に適用されていた調整基本額又は同日において俸給の調整額を受ける教職員であったものとした場合に適用されることとなる調整基本額に達しないこととなるものに係る調整基本額は、その差額に第3表の年度欄に掲げる年度の区分に応じ同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額に新調整基本額を加えて得た額とする。
- 4 規則附則第3項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第1表

勤務箇所	教 職 員	調整数
1 大学院の研究科及び学府等	(1) 講師以上の教員のうち、大学院に置かれる研究科(学府等のこれに準ずるものを含むものとし、以下「大学院研究科等」という。)において、講義、演習、実習又は実験の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	(2) 大学院研究科等に在学する学生の指導に従事する助教	1
2 医科学研究所(附属病院を除く)	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
	(2) (1)に掲げる業務に従事することを主たる職務内容とする教職員	
3 医科学研究所附属実験動物研究施設	危険な病原体を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする教職員	1
4 医学部附属病院及び医科学研究所附属病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師	2
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし、入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者	
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放	

	射線技術者	
	(6) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法技術職員	
	(7) 危険な病原体及び汚物の付着した物件を直接取り扱うことを常態とする洗濯員	
	(8) 結核病棟、精神病棟又は集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟（以下「集中治療病棟」という。）に勤務する看護師長（(2)に掲げる者を除く。）並びに集中治療病棟に勤務する看護師及び准看護師	1
	(9) 手術部に勤務する看護師長、看護師及び准看護師	
	(10) 集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師	
	(11) 受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする患者係事務職員	

備考 平成19年4月1日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する助手が、施行日以後、職務の実態として大学院研究科等に在学する学生の指導に従事することが認められる場合は、上記の規定に係わらず、経過措置として調整数「1」を支給することができる。

第2表

イ 一般職俸給表（一）

（令和5年2月1日～）

職務の級	調整基本額
1 級	6,600 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,300 円
10 級	15,900 円

ロ 一般職俸給表（二）

（令和5年2月1日～）

職務の級	調整基本額
1 級	6,000 円
2 級	7,400 円
3 級	8,500 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

ハ 教育職俸給表（一）

（令和7年2月1日～）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	10,500 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,000 円

6 級	16,300 円
-----	----------

ニ 削除

ホ 削除

へ 医療職俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

ト 医療職俸給表（二）

（令和6年2月1日～）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

第3表

年 度	割 合
平成18年度	100分の100
平成19年度	100分の75
平成20年度	100分の50
平成21年度	100分の25

（初任給調整手当）

第46条（第22条）関係

- 1 初任給調整手当の月額、採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日以後の期間の区分に応じて下表の手当の額欄に定める額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日までの期間が4年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を経た場合にあつては6年）を超えることとなる教職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の教職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は規則第22条第2項に規定する教職員となった日からその超

えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている教職員が東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）第14条の規定に該当して休職にされた場合及び東京大学医科学研究所教職員の研究業務等に従事する場合の研修出向に関する規程（平成16年医科研規則第14号。以下「研究従事等の研修出向規程」という。）第2条又は第3条の規程により研修出向を命じられた場合における当該教職員に対する下表の適用については、当該休職及び研修出向の期間（規則第18条第1項、第5項及び第6項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 3 規則第22条第1項又は第2項に規定する教職員となった者のうち、これらの教職員となった日前にこの規則第22条による初任給調整手当及び一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する初任給調整手当を支給されていたことのある者で第2項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（令和7年2月1日～）

期間の区分	手当の額
1年未満	51,600円
1年以上 2年未満	51,600円
2年以上 3年未満	51,600円
3年以上 4年未満	51,600円
4年以上 5年未満	51,600円
5年以上 6年未満	51,600円
6年以上 7年未満	49,800円
7年以上 8年未満	48,000円
8年以上 9年未満	46,200円
9年以上 10年未満	44,400円
10年以上 11年未満	42,600円
11年以上 12年未満	40,800円
12年以上 13年未満	39,000円
13年以上 14年未満	37,200円
14年以上 15年未満	35,800円
15年以上 16年未満	34,400円
16年以上 17年未満	33,000円
17年以上 18年未満	31,600円
18年以上 19年未満	30,200円
19年以上 20年未満	28,800円
20年以上 21年未満	27,400円
21年以上 22年未満	26,800円
22年以上 23年未満	26,200円
23年以上 24年未満	25,200円
24年以上 25年未満	24,600円
25年以上 26年未満	24,000円
26年以上 27年未満	23,400円
27年以上 28年未満	22,800円
28年以上 29年未満	22,000円

29年以上30年未満	21,700円
30年以上31年未満	21,300円
31年以上32年未満	20,700円
32年以上33年未満	19,800円
33年以上34年未満	18,900円
34年以上35年未満	18,200円

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

(扶養手当)

第46条(第23条)関係

- 1 規則第23条第1項及び第2項の別途指定する者は、第1表の教職員欄及び対象者欄に掲げる者とし、手当の月額は、教職員及び対象者の区分に応じて同表の手当額欄に定める額の合計額とする。
- 2 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、第2表に定める額に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第1表

教職員	対象者	手当額
職務の級が一般職俸給表(一)9級以上又は教育職俸給表(一)6級である教職員	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき13,000円
職務の級が一般職俸給表(一)8級、教育職俸給表(一)5級又は医療職俸給表(一)8級である教職員	(削除)	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき13,000円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき3,500円
その他教職員	(削除)	
	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	1人につき13,000円
	満60歳以上の父母及び祖父母、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹、重度心身障害者	1人につき6,500円

第2表

加算額
5,000円

(教育研究連携手当)

第46条(第24条)関係

- 1 規則第24条第1項の別途指定する地域は、下表の支給地域欄に掲げる地域とする。
- 2 教育研究連携手当の月額、俸給、俸給の調整額及び扶養手当の月額の合計額に、支給地域に応じて下表の支給割合欄に定める割合を乗じて得た額とする。

(令和4年11月1日～)

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区、三鷹市、西東京市	100分の19.5
北海道	北見市、富良野市	100分の19.5
岩手県	遠野市、上閉伊郡大槌町	100分の19.5
宮城県	仙台市	100分の19.5
茨城県	つくば市、笠間市、常陸大宮市、那珂郡東海村	100分の19.5
栃木県	日光市	100分の19.5
千葉県	千葉市、柏市、鴨川市、君津市	100分の19.5
埼玉県	和光市、戸田市、秩父市	100分の19.5
神奈川県	三浦市	100分の19.5
山梨県	北杜市、南巨摩郡南部町、南都留郡山中湖村	100分の19.5
長野県	長野市、松本市、小諸市、南佐久郡小海町、北佐久郡軽井沢町、木曾郡木曾町	100分の19.5
岐阜県	飛騨市、高山市	100分の19.5
静岡県	浜松市、沼津市、賀茂郡南伊豆町、浜名郡新居町	100分の19.5
愛知県	瀬戸市、犬山市	100分の19.5
兵庫県	神戸市、佐用郡佐用町	100分の19.5
和歌山県	和歌山市	100分の19.5
広島県	広島市	100分の19.5
宮崎県	えびの市	100分の19.5
鹿児島県	大島郡瀬戸内町	100分の19.5

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成19年4月1日においてそれらの名称を有する市町村又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

(住居手当)

第46条(第25条)関係

規則第25条の別途指定する教職員は、下表の教職員の区分欄に掲げる教職員とし、手当の月額は、教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額(第1号又は第2号に掲げる教職員のうち第3号に掲げる教職員でもあるものについては、第1号又は第2号に定める額及び第3号に定める額の合計額)とする。

教職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(本学、他の法	次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

人等及び国より貸与された宿舍等に居住する教職員を除く。）	イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている教職員	家賃の月額から 16,000 円を控除した額
	ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている教職員	家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円）を 11,000 円に加算した額
第 2 号 第 27 条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額 16,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの	第 1 号の教職員の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

（通勤手当）

第 46 条（第 26 条）関係

- 1 通勤手当の額は、第 1 表の対象教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。
- 2 通勤手当（1 箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される教職員について、次の各号に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間に応じて別に定める額を返納させるものとする。
 - 一 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の支給を受けない教職員となった場合
 - 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - 三 教職員が月の中途において就業規則第 14 条第 1 項第 1 号から 5 号まで（ただし、第 4 号を除く。）の規定により休職にされ、研究従事等の研修出向規程第 2 条又は第 3 条の規定により研修出向を命じられ、東京大学医科学研究所教職員休業規則（平成 26 年 3 月 27 日制定）第 2 条の規定により育児休業をし、又は就業規則第 39 条第 4 号の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が二以上の月にわたることとなる場合
 - 四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 3 規則第 26 条第 1 項の教職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間に係る通勤手当は支給しない。

第 1 表

対象教職員	手当額
一 第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる者	支給単位期間につき通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃

	等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
二 第 26 条第 1 項第 2 号に掲げる者	第 2 表に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表に定める額
三 第 26 条第 1 項第 3 号に掲げる者	前 2 号に定める額の合計額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が 2 キロメートル未満のものである場合は、第 1 号又は前号により算出した額のいずれか高い額
四 第 26 条第 2 項に掲げる者	第 1 項の規定にかかわらず、新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路及び方法が運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められるその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額（ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額

第 2 表

教 職 員 の 区 分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である教職員	2,000 円
使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である教職員	4,200 円
使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である教職員	7,100 円
使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である教職員	10,000 円
使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である教職員	12,900 円
使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である教職員	15,800 円
使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である教職員	18,700 円

員	
使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である教職員	21,600 円
使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である教職員	24,400 円
使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である教職員	26,200 円
使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である教職員	28,000 円
使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である教職員	29,800 円
使用距離が片道 60 キロメートル以上である教職員	31,600 円

(単身赴任手当)

第46条(第27条)関係

単身赴任手当の月額、第1表に掲げる額(教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて第2表に定める額を加算した額)とする。

第1表 (平成28年4月1日～)

単身赴任手当の月額
30,000 円

第2表 (平成28年4月1日～)

交通距離		加算額
100 km以上	300 km未満	8,000 円
300 km以上	500 km未満	16,000 円
500 km以上	700 km未満	24,000 円
700 km以上	900 km未満	32,000 円
900 km以上	1,100 km未満	40,000 円
1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円
1,300 km以上	1,500 km未満	52,000 円
1,500 km以上	2,000 km未満	58,000 円
2,000 km以上	2,500 km未満	64,000 円
2,500 km以上		70,000 円

(航空手当)

第46条(第28条)関係

- 1 規則第28条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。
 - 一 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査
- 2 航空手当の額は、搭乗した時間1時間につき、教職員の職務の級に応じて第1表の手当額欄に定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の前項の手当の額は、同項に定める手当額に、当該業務に従事した時間1時間につき同項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。
- 4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につき第2表に定める額を加算した額とする。

第1表

職 務 の 級	手当額
一般職俸給表(一) 2級以上の級及び教育職俸給表(一) 2級以上の級	1,900 円
一般職俸給表(一) 1級及び教育職俸給表(一) 1級	1,200 円

第2表

加 算 額
870 円 (日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300 円)

(死体処理手当)

第46条(第29条)関係

規則第29条の別途指定する作業は、下表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。ただし、同一の日において、第1号の作業及び第2号の作業に従事した場合にあっては、第2号の作業に係る手当を支給しない。

作 業 の 区 分	手 当 額
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が従事する、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業	1,000 円

(放射線取扱手当)

第46条(第30条)関係

放射線取扱手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
230 円

(異常圧力内作業手当)

第46条(第31条)関係

- 1 規則第31条の別途指定する作業は、次に掲げる作業とする。
 - 一 教職員が高気圧治療室内において高圧の下で従事する診療
- 2 異常圧力内作業手当の額は、作業に従事した時間1時間につき、次表に掲げる気圧の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

気 圧 の 区 分	手当額
0. 2メガパスカルまで	210 円
0. 3メガパスカルまで	560 円
0. 3メガパスカルを超えるとき	1,000 円

(山上等作業手当)

第46条(第31条の2)関係

第35条の別途指定する作業は、第1表の作業の区分欄に掲げる作業とし、手当の額は、作業に従事した日1日につき、作業の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

作 業 の 区 分	手当額
教職員が、勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所として第2表に指定するものにおいて従事する、火山現象に関する現地観測の作業	410 円
教職員のうち一般職俸給表の適用を受ける教職員が、勤務環境の劣悪な山上等の	260 円

演習林として第3表に指定するものにおいて従事する、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業	
---	--

第2表

火山名	火山名	火山名	火山名
雌阿寒岳	恐山	日光白根山	九重山
十勝岳	岩木山	赤城山	阿蘇山
樽前山	八甲田山	榛名山	雲仙岳
有珠山	十和田	新潟焼山	霧島山
北海道駒ヶ岳	秋田焼山	妙高山	桜島
知床硫黄山	八幡平	弥陀ヶ原	鶴見岳
羅臼岳	岩手山	焼岳	開聞岳
摩周	秋田駒ヶ岳	乗鞍岳	薩摩硫黄島
アトサヌプリ	鳥海山	白根山	口永良部島
丸山	栗駒山	富士山	中之島
大雪山	鳴子	箱根山	諏訪之瀬島
恵庭岳	蔵王山	新島	
倶多楽	燧ヶ岳	神津島	
恵山	那須岳	八丈島	
渡島大島	草津白根山	青ヶ島	
吾妻山	浅間山		
安達太良山	御嶽山		
磐梯山	伊豆東部火山群		
	伊豆大島		
	三宅山		

第1表に規定する「勤務環境の劣悪な山上の観測点の所在する場所」として指定するものは、この表に掲げる火山における山上の観測点の所在する場所のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点までの徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間内に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの（第1号に該当するものを除く。）
- (3) 地方公共団体等の公共機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内に所在するもの（第1号又は第2号に該当するものを除く。）

演習林の名称	所在地	指定条件
大学院農学生命科学研究科附属演習林秩父演習林	埼玉県秩父市大滝	
大学院農学生命科学研究科附属演習林千葉演習林	千葉県鴨川市天津 千葉県鴨川市清澄 千葉県君津市黄和田畑 千葉県君津市折木沢	
大学院農学生命科学研究科附属演習林富士癒しの	山梨県南都留郡山中湖村	(冬期に限)

森研究所		る。)
大学院農学生命科学研究科附属演習林北海道演習林	北海道富良野市字東山 北海道富良野市字山部	

備考 指定条件の「冬期」とは、11月1日から翌年4月30日までの期間をいう。

(夜間看護等手当)

第46条(第32条)関係

- 1 規則第32条の別途指定する業務は、次に掲げる業務とする。
 - 一 助産師、看護師又は准看護師が従事する、所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務
 - 二 医療職俸給表の適用を受ける教職員が、所定の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し特別な事情の下で従事する救急医療等の業務
- 2 夜間看護等手当の額は、その勤務1回につき、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第1号の業務 第1表に掲げる勤務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額
 - 二 前項第2号の業務 第2表に定める額
- 3 助産師、看護師又は准看護師(徒歩により勤務するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び規則第26条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける教職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合における第1項第1号の業務に係る手当額については、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に、第3表に掲げる教職員の区分に応じて同表の手当額欄に定める額を加算した額とする。

第1表

勤務の区分	手当額
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(「午後4時00分～午前9時00分」勤務の者に限る)	9,450円
勤務時間が深夜の全部を含む勤務(「午後4時00分～午前9時00分」勤務の者を除く)	7,300円
深夜における勤務時間が4時間以上の勤務	3,550円
深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の勤務	3,100円
深夜における勤務時間が2時間未満の勤務	2,150円

第2表

手当額
1,620円

第3表

教職員の区分	手当額
通勤距離(通勤手当の認定に係る総通勤距離をいう。以下同じ。)が片道5キロメートル未満の教職員	380円
通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の教職員	760円
通勤距離が片道10キロメートル以上の教職員	1,140円

(極地・超高地観測手当)

第46条(第33条)関係

極地・超高地観測手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、教職員の職務の級に応じて当該各号の表の手当額欄に定める額とする。

(1) 規則第33条第1号の業務

職務の級	手当額
一般職俸給表(一)7級以上の級 教育職俸給表(一)5級以上の級	4,100円
一般職俸給表(一)6級、5級及び4級	3,100円

教育職俸給表（一） 4級及び3級	
一般職俸給表（一） 3級 教育職俸給表（一） 2級	2,400 円
一般職俸給表（一） 1級及び2級 教育職俸給表（一） 1級	2,000 円

備考 越冬して行う業務に従事した場合にあっては、手当額にその100分の30に相当する額を加算する。

(2) 規則第33条第2号の業務

職務の級		手当額	
		業務に従事した日が引き続いて以下の日数を超えた場合	
		30日	60日
一般職俸給表（一） 7級以上の級 教育職俸給表（一） 5級以上の級	2,900 円	4,600 円	6,400 円
一般職俸給表（一） 6級、5級 教育職俸給表（一） 4級	1,200 円	2,900 円	4,600 円
一般職俸給表（一） 4級 教育職俸給表（一） 3級		1,200 円	2,500 円
一般職俸給表（一） 3級、2級及び1級 教育職俸給表（一） 2級及び1級			1,200 円

備考 東京大学医科学研究所教職員給与規則の一部を改正する規則（平成24年12月20日制定）附則第2項の適用を受ける者が当該業務を行った場合は、教育職俸給表（一）2級にかかる手当額を支給する。

(爆発物取扱等作業手当)

第46条（第34条）関係

爆発物取扱等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、下表に定める額とする。

手 当 額
300 円（作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、180 円）

第46条（第35条）関係 （削除）

(宿・日直手当)

第46条（第39条）関係

- 1 規則第39条の別途指定する当直勤務は、次に掲げる当直勤務とする。
 - 一 施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び施設内の監視を目的とする当直勤務
 - 二 緊急の医療技術業務等のための当直勤務
 - 三 附属病院での回診業務、その他緊急時対応業務等のための当直勤務
 - 四 動物の医療を行う施設における動物の管理等のための当直勤務
- 2 宿・日直手当の額は、当直勤務1回につき、当直勤務の区分に応じて下表の手当額欄に定める額とする。

当直勤務の区分	手 当 額
第1項第1号の当直勤務	6,100 円
第1項第2号の当直勤務	7,000 円
第1項第3号の当直勤務	21,000 円
第1項第4号の当直勤務	10,000 円

3 前項の規定にかかわらず、当直勤務に従事することの予定されている区分に応じた教職員に対して支払われている給与（規則第36条から規則第38条までに規定する手当の基礎となる給与に限る。）の1人1日平均額の3分の1の額が手当額を上回る場合は、当該額とする。

（緊急手術等手当）

第46条（第39条の2）関係

1 規則第39条の2第1号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、下表に掲げる業務の区分に応じて同表の定める手当額欄に定める額とする。

業務の区分	手当額
3時間以上の手術又は処置	業務1回当たり 30,000 円
3時間未満の手術又は処置	業務1回当たり 15,000 円

備考 1 該当する業務については、緊急外来又は入院患者の急変に伴うものに限る。

2 処置については、診療報酬点数1,000点以上のものに限る。

2 規則第39条の2第2号の業務にかかる緊急手術等手当の額は、勤務1回につき、下表に定める額とする。

手当額
8,000 円

第46条（第39条の3）関係 削除

（オンコール手当）

第46条（第39条の4）関係

オンコール手当の額は、待機1回につき、下表に定める額とする。

手当額
3,000 円

（看護職員等職務手当）

第46条（第39条の5）関係 削除

（看護職員等職務手当）

第46条（第39条の6）関係

看護職員等職務手当の月額は、下表に定める額とする。

（令和7年4月1日～）

俸給表の区分	手当の月額
一般職俸給表（一）	3,000 円
一般職俸給表（二）	3,000 円
医療職俸給表（一）	3,000 円
医療職俸給表（二）	10,000 円

（夜間診療等手当）

第46条（第39条の7）関係

規則第39条の7の別途指定する従事時間は下表に掲げるものとし、手当の額は、1回につき、同表の手当額欄に定める額とする。

従事時間	手当額
午後5時15分から翌日午前8時30分までの時間を通じて行う勤務（当該勤務の一部又	21,000 円

は全部に対して規則第37条に定める休日出勤手当が支給されることとなる場合を除く。)

(入試手当)

第46条(第43条)関係

規則第43条第1項の別途定める業務は、第1表又は第2表の業務の区分欄に掲げる業務とし、手当の額は、業務の区分に応じて同表の手当額欄に定める額とする。

第1表

大学入学共通テスト、本学第2次学力試験等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分		手 当 額
(1) 出題委員		1科目当たり 140,000円
(2) 採点委員		1日当たり 15,000円
(3) 総監督又は総監督補佐		1日当たり 15,000円
(4) 試験監督者	大学入学共通テストに係るもの	1日当たり 11,000円
	本学第2次学力試験に係るもの	1日当たり 11,000円 半日当たり 5,500円
(5) 面接担当者		1日当たり 11,000円
		半日当たり 5,500円
(6) 書類審査担当者		1試験当たり 8,000円
(7) 分封委員		1回当たり 4,000円
(8) 入試実施委員会 外国学校卒業学生等特別選考専門委員会 国際化推進学部入試専門委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 110,000円
	委員	年度当たり 70,000円
(9) 入試教科委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 90,000円
	委員(責任者会議の構成員である者に限る。)	年度当たり 60,000円
(10) 入試監理委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 20,000円
	委員	年度当たり 10,000円
(11) その他の委員会	委員長又は副委員長	年度当たり 20,000円
	委員	年度当たり 10,000円

備考 1 本表は、大学入学共通テスト、本学第2次学力試験、学校推薦型選抜、外国学校卒業学生特別選考又は学部英語コース特別選考に係る業務に従事した教職員に適用する。

2 表中、その他の委員会とは、(8)から(10)に掲げる委員会に該当しない委員会のうち、前項に掲げる入学者選抜試験に係るものをいう。

3 (8)に掲げる各委員会に係る手当額には、次のイ及びロの区分に応じ、当該区分に定める業務(当該委員会が所掌する入学者選抜試験に係るものに限る。)の手当額を含むものとする。

イ 入試実施委員会 試験監督者及び分封委員

ロ イ以外の委員会 総監督又は総監督補佐、試験監督者、面接担当者及び書類審査担当者

第2表

大学院入試等に係る業務の区分及び手当額

業務の区分	手 当 額
(1)出題者	1 試験当たり 10,000円
(2)採点者	1 試験当たり 3,000円
(3)試験監督者	1 試験当たり 3,000円
(4)分封責任者	1 試験当たり 3,000円
(5)入試委員長又は副委員長	1 試験当たり 30,000円
(6)入試委員	1 試験当たり 15,000円
(7)論文審査委員	1 試験当たり 3,000円
(8)口述委員	1 試験当たり 3,000円

備考 本表は、大学院入試、再入学試験、編入学試験、転入学試験及び学士入学試験に係る業務に従事した教職員に適用する。

(学位論文審査手当)

第46条(第44条)関係

学位論文審査手当の額は、審査件数1件につき、下表に定める額とする。

手当額
7,000円

(研究代表者等特別手当)

第46条(第44条の2)関係

研究代表者等特別手当額の一の会計年度(4月1日から翌年の3月31日までの間)における総額は、下表に定める額を上限とする。

手当額
4,800,000円

沿革

東京大学医科学研究所教職員給与規則

体系情報

- 第2編 総務及び人事
- 第3章 就業規則等

沿革情報

- ◆ 平成16年 4月 1日 制定
- ◇ 平成18年 3月30日
- ◇ 平成19年 3月26日
- ◇ 平成20年 3月25日
- ◇ 平成21年 3月26日
- ◇ 平成21年12月17日
- ◇ 平成22年 3月25日
- ◇ 平成22年12月16日
- ◇ 平成23年 3月28日
- ◇ 平成24年 3月29日
- ◇ 平成24年 7月26日
- ◇ 平成25年 3月28日
- ◇ 平成26年 3月27日
- ◇ 平成26年 7月24日
- ◇ 平成26年12月18日
- ◇ 平成27年 3月26日
- ◇ 平成28年 2月24日
- ◇ 平成28年 3月23日
- ◇ 平成28年12月15日
- ◇ 平成29年 3月22日
- ◇ 平成29年 9月28日
- ◇ 平成30年 2月22日
- ◇ 平成30年 3月20日
- ◇ 平成30年12月20日
- ◇ 平成31年 3月22日
- ◇ 令和 元年 9月26日
- ◇ 令和 2年 1月30日
- ◇ 令和 2年 3月26日
- ◇ 令和 2年 4月30日
- ◇ 令和 3年 3月18日
- ◇ 令和 4年 3月24日
- ◇ 令和 5年 1月26日
- ◇ 令和 5年 3月23日
- ◇ 令和 6年 1月25日
- ◇ 令和 6年 3月21日
- ◇ 令和 7年 1月30日
- ◇ 令和 7年 3月27日